

文化4年12月3日の手紙



主人竹中遠江守（重寛）が8月に病没し、家督相続は嫡子吉太郎（重英）に許されたことが、はじめにあります。

約束の10両のうち残りの5両は京都（一条通吉田町）金屋九兵衛を通して手配したので受け取ってほしい旨、これにて支払い済みとなるが、半兵衛の菩提を永く弔ってもらえれば本望である、なお全額の受取書がほしい旨が書かれています。

また平井村から石灯籠建立の連絡がなかったようで、気にしているふしがあります。

一筆^{けいたついたし}致^し啓^つ達^{いたし}候。先以寒気強罷成候得共、御揃^{そうらえども}弥無御障可為御凌、珍重ニ

存候。誠其後^は者^{ごぶいん}久々御無音罷過候。兼而^{かねて}当夏中迄ニハ罷登、得御意度心得ニ罷在候処、

何^{なにかと}角^{さしあつまり}卜主用差湊、当夏中江戸表江罷下、其上遠江守儀病氣被罷在候処、不相勝、当八月

廿六日被致御死去、彼^{かれこれことのほか}是殊之外取込不能其儀候。随^{したがって}而嫡子吉太郎江家督無相違被蒙

仰、何^{いず}れも致安悦候。此段御承知置可被下候。

一、去冬十一月廿日以書中得御意候処、十二月三日出^てニ而御報被指越、相達致拜見候。兼而^{かねて}

御懸合申置候金五両、致遠達候処、無^{そういなく}相違相達御落手之由、則^{すなわち}別紙御書付も被差越し

相達致落手候。其後御再答も可^{ぎよいをうべく}得御意之処、前段之趣、勞^{かたがた}不能其儀候。御用捨可被下候。

一、此度金五両、京都金屋九兵衛所迄差登、其表江^{へたしかなるびん}慥成便次第、差下候様申付遣候。

到着之^{みぎり}砌御受取可被下候。去冬五両、此度五両、都合拾両指登申候。追々得御意候通、

少金之儀ニ而御世話相懸候義ニハ候^{そうらえども}得共、其御地ニ御貯置、永く御村方私徳ニ相成候之

様、御取計^も茂被下候ハ無此上本望之至、不^{これにすぎずと}過之存候。御面倒之儀ニハ候^{そうらえども}得共、都合

拾両之御書付御越し被^{くだされたく}下度候。金子茂致都合候義ニ付、先達而拙者罷出候節、致遠達^{せんだつて}

置候書付、御返却^{くださるべく}可被^下候。右拾両之御受取も被差越候ハハ去冬被差越候五両之御受取
ハ重^{かさねて}而返却可申候。且亦拙者罷出候節及御面談候右灯笼之儀も^{さだめて}定而御建立被下候儀と
存候。何れ手透^{いず}も得候ハハ罷登、拝礼も^{いたしたく}致^{もつとも}度、尤拙者老年之儀ニ付、若し罷出不
申候ハハ余人罷越候様可致候。
かれこれ^{もうしつしがたく}彼是御世話共難^{めんじょうをごし}申^{めんじょうをごし}尽、何分期^{べつして}面上、申述度心得罷在候。地主庄兵衛殿も別而
不得御意候。何分厚御申伝可被下候。頼入存候。右之趣為得御意、^{かくのごとくに}若此御座候。尚
こういんをごし^{ぎよいをうべく}期後音、可得御意候。恐惶謹言

神田弥五兵衛

十二月三日

登啓花押

太右衛門様

新右衛門様

人々御中

尚々御両家御揃^{いよいよ}弥^{おしのぎの}無御碍御凌之御事、被珍重存候。本文ニ得御意候通、此度金五両、
京都金屋九兵衛方迄差登申候。其表到着之^{みぎり}御、御受取置^{くださるべく}可被^下候。呉々も^{かれこれ}彼是御世
話之至^{あきからず}不^{もよろしく}浅存候。御家内に茂^{くださるべく}宜御申伝可被^下候。万々^{めんじょうをごし}期面上、得御意度候。
以上

※手紙の第3節にある右灯笼之儀を、『東播新聞 昭和42年6月4日付』は、石灯笼之儀に作る

■■石灯笼について

刻銘（墓にむかって右） 御名日 六月十三日

（墓にむかって左） 文化三丙寅六月

刻銘の文化3年は、作成年次で、実際の設置は土地を購入し墓地の拡張が終わった頃、文化4～5年にずれこんだかもしれません。